



平成 30 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名：株式会社SKIYAKI
代表者名：代表取締役社長 宮瀬 卓也
(コード：3995、東証マザーズ)
問合せ先：取締役 呉島 孟倉
(TEL. 03-5428-8378)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割及び定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施することで、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、より投資がしやすい環境を整えることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層と株主数の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 30 年 7 月 31 日 (火曜日) 最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式 1 株につき、5 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	2,078,400 株
② 今回の分割により増加する株式数	8,313,600 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	10,392,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	36,700,000 株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

(1) 基準日公告日	平成 30 年 7 月 13 日 (金曜日)
(2) 基準日	平成 30 年 7 月 31 日 (火曜日)
(3) 効力発生日	平成 30 年 8 月 1 日 (水曜日)

3. 新株予約権行使価額の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を、平成 30 年 8 月 1 日 (水) 以降以下の通り調整いたします。

新株予約権 (発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権 (平成 24 年 7 月 25 日)	125 円	25 円
第 2 回新株予約権 (適格) (平成 25 年 4 月 18 日)	350 円	70 円
第 4 回新株予約権 (適格) (平成 26 年 5 月 15 日)	350 円	70 円

第5回新株予約権（適格）（平成27年6月11日）	350円	70円
第5回（第2次）新株予約権（適格）（平成27年10月15日）	350円	70円
第5回（第2次）新株予約権（非適格）（平成27年10月15日）	350円	70円
第5回（第3次）新株予約権（非適格）（平成28年4月14日）	350円	70円
第6回新株予約権（適格）（平成29年1月27日）	615円	123円
第6回新株予約権（非適格）（平成29年1月27日）	615円	123円

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により平成30年8月1日（水曜日）をもって当社定款の一部を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を29,360,000株増加して、36,700,000株といたします。

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>734</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3670</u> 万株とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更取締役会決議日 平成30年6月12日（火曜日）
定款変更効力発生日 平成30年8月1日（水曜日）

5. その他

本株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はございません。

以 上